

フランスにおけるスポーツ振興政策

石井 信輝

東亜大学 総合人間・文化学部 スポーツ学研究室

E-mail: ishii@po.cc.toua-u.ac.jp

要 旨

フランスにおけるスポーツ政策に関する方向性を示すことが本研究の目的である。特に、ハイレベルスポーツマンの育成という観点に注目して研究を遂行した。そのため、スポーツマンの一貫指導システムを法的に規定した、Le 《décret n° 2002-1010 du 18 juillet 2002 relatif aux filières d'accès au sport de haut niveau》(ハイレベルスポーツへの到達課程に関する 2002年7月18日のデクレ第2002-1010号)の逐語訳を行った。

その結果、以下に示すような政策的な特徴を得た。

1. フランス政府の手によって、Les filières d'accès au sport de haut niveau というシステムの下にハイレベルスポーツマンの育成が図られていること。
2. 政府から権限を委譲された各スポーツ協会がその運営にあたること。
3. スポーツマンは質の高いスポーツ技術の取得だけではなく、職業につながるようなキャリアづくりをおこなう。

このことから、フランスにおいては政府の手において、ハイレベルスポーツ選手の養成とそのキャリアづくりを両立させるような政策が積極的に講じられている、ということを示した。

1. はじめに

2002年5月に行われた大統領選挙の結果を受けて、シラク大統領は右派勢力の中から自由民主党副党首ラファラン氏を首相に任命した。ここに、フランスにおいて1997年6月以降続いてきた保守系のシラク大統領と社会党のジョスパン首相によるコアビタシオン(大統領と首相とがそれぞれ対立する政党から出ている状態)が終焉し、大統領多数派連合(UMP: L'Union pour la majorité présidentielle)を中心とした、保守による内閣が誕生した。ラファラン内閣においては、新しい雇用の創出を目的としてジョスパン内閣によって定められた法定労働時間を週35時間(いわゆるR. T.

T.: Réduction du Temps de Travail)とする法律(Loi Aubry, 1998)の見直しに着手するとの表明に象徴されるように、国民議会における絶対的な安定多数のもと、いくつかの分野において政策転換が図られることとなろう。

ここでスポーツ政策に関連する事項に目を付けてみると、今回のラファラン内閣において特筆すべきことの一つは、これまでの青少年・スポーツ省に代わって、スポーツ行政を所管する単独の省としてスポーツ省を新たに誕生させたことである。このことは、フランスのスポーツ基本法とも呼ばれる¹⁾身体・スポーツ活動の組織および促進に関する1984年7月16日の法律第84-610号の制定以降行われてきた充実したスポーツ振興政策が、今後とも引き続き継続されるという意志の表れであろう。このことか

ら、ラファラン内閣においてもスポーツ振興政策に関しては、今後とも継続されて行くと考えられよう。ところでフランスにおいては、1958年に制定された第5共和制憲法第37条²⁾、大臣の権限や省庁の組織に関する1945年11月24日の法律第45-01号³⁾、および大臣の権限に関する1959年1月22日のデクレ第59-178号⁴⁾によって、「省の設置とその権限はコンセイユ・デタ (Conseil d'Etat) の答申を聞いた後に、閣議を経たデクレによって定める」⁵⁾ことと規定されている。したがって、省庁等の行政組織の再編はデクレ (行政立法) によって比較的簡便に行われるのではあるが、1986年シラク内閣時に設置された「内務省付青少年・スポーツ庁」以来、26年の歳月を経てスポーツ行政を所管する単独の省として、スポーツ省が設置されたことは、フランス社会におけるスポーツ活動の占めるウェイトの増加を端的に表している現象であろう。

そこで本研究においては、上述のように社会におけるスポーツ活動の占める割合が益々拡大することが予想されるフランスにおいて、今後の政府のスポーツ振興政策における取り組みに関して、ハイレベルプレイヤーの育成のための一貫指導体制の整備という観点から検討を加える。そのため、フランスにおけるハイレベルプレイヤーの育成のための一貫指導体制の整備に関して初めて具体的・包括的に触れたデクレである、Décret n° 2002-1010 du 18 juillet 2002 relatif aux filières d'accès au sport de haut niveau⁶⁾の訳出を行うこととする。またそれをもとに、フランス政府の実践しているスポーツ行政に関する方向性を示すことが本研究の目的である。

2. Décret n° 2002-1010 du 18 juillet 2002 relatif aux filières d'accès au sport de haut niveau

(ハイレベルスポーツへの到達課程に関する2002年7月18日のデクレ第2002-1010号)

本デクレは2002年7月18日に、ラファラン

内閣のもとで制定されたものである。ハイレベルスポーツマンの育成に関する組織整備を行う際の手続きや、スポーツ協会 (Les fédérations sportives) の役割等に関して規定しており、フランスのスポーツ行政の方向性を知る上で貴重な資料であると考えられる。ここではまず、2002年7月18日のデクレ第2002-1010号の逐語訳を行う。

逐語訳

ハイレベルスポーツへの到達過程に関する2002年7月18日のデクレ第2002-1010号

共和国大統領が

首相とスポーツ大臣の報告をもとに、

教育法典、特に第L.331-6条、第L.611-4条にかんがみ；

公衆衛生法典、特に第L.3621-2条にかんがみ；

改正身体・スポーツ活動の組織および促進に関する1984年7月16日の法律第84-610号にかんがみ；

1997年5月9日のデクレ第97-463号および1997年12月19日のデクレ第97-1205号によって改正された個々の行政的決定における分掌に関する1997年1月15日のデクレ第97-34号にかんがみ；

個々の行政的決定における分掌に関する1997年1月15日のデクレ第97-34号第2条の1°を、青少年・スポーツ大臣に適用するために発行された1997年12月19日のデクレ第97-1208号にかんがみ；

1984年7月16日の法律第84-610号第26条の適用のために発行され、またハイレベルスポーツに関する2002年5月29日のデクレ第2002-707号にかんがみ、

身体・スポーツ活動全国評議会による2002年2月5日の答申にかんがみ、

コンセイユ・デタ (国内セクション) が承認し、

閣議によって承認され、

布告する：

第1条

上記1984年7月16日の法律第17条^{注1)}に規定されるスポーツ協会は、スポーツ協会が上記2002年5月29日のデクレ第26条の1^{注2)}の適用によって、スポーツマンが認められる限り最高レベルの薫陶を受けられるようにすること、並びに育成活動やプロフェッショナルとしての生活への準備を促進する、いわゆる《ハイレベルスポーツへの到達課程》と呼ばれるシステムを執行するための方策や組織への認証を申請することができる。

第2条

前記第1条に記載されているハイレベルスポーツへの到達課程の認証は、活動を委譲されたスポーツ協会によって提出される、プロジェクトの目的、数、性格、使用もしくは利用する施設の場所を明示し、課程の運用、特に課程を再結集する組織を規定する契約規定書の内容如何によって決定される。

先の契約規定書は、特にスポーツ担当大臣、教育大臣および農業大臣の省令によって設けられた規定から構成される。

第3条

認証が申し出られた課程は、特にその合意に基づいて、管理を委譲された関連する協会、協会に加盟している非営利社団、もしくは公法上の法人によって、管理下にある組織を単体としてもしくは統合することによって、再編成を実施する。

本デクレ第4条および第5条によって規定されている条件を保証することによって、

《pôles France》もしくは《pôles Espoirs》と称される組織もしくはグループ組織を構成する。

第4条

すべての常設組織および相互に結びついているすべての常設グループ組織は《pôles France》を構築し、特にその協定にもとづいて、上記

2002年5月29日のデクレ第1条^{注3)}によって規定されている、ハイレベルスポーツマンを受け入れる。またハイレベルスポーツマンは、Elite^{注4)}、Senior^{注5)}、Jeune^{注6)}と呼ばれるカテゴリーに分類されるが、そのスポーツマンらは以下の点に関して優遇される。

1. ハイレベルスポーツへの準備；
2. 教育法典第L.331-6条^{注7)}もしくは第L.611-4条^{注8)}の適用によって、整備もしくは取り込まれた学校教育もしくはは大学教育、もしくはは職業訓練；
3. 公衆衛生法典第L.3621-2条^{注9)}によって規定されるメディカルチェック。

《pôles France》への受け入れは、受け入れ年度に満12歳以上のものに限る。

第5条

すべての常設組織および相互に結びついているすべての常設グループ組織は《pôle Espoirs》を構築し、特にその協定にもとづいて、上記2002年5月29日のデクレ第11条^{注10)}によって規定されているEspoirsと呼ばれるリストに、リストアップされているハイレベルプレイヤーを受け入れる。またそのプレイヤーらは、前条第2項から第4項の条件に関して優遇される。

《pôles Espoirs》への受け入れは、受け入れ年度に満12歳以上のものに限る。

第6条

ハイレベルスポーツへの到達課程の認証は、スポーツ担当大臣によって決定される。

第7条

認証は、上記1984年7月16日の法律第26条^{注11)}によって規定されている、ハイレベルスポーツ全国委員会 (La commission nationale du sport de haut niveau) による答申を経て決定される。認証の有効期間は夏季オリンピック大会後の7月1日から数えて4ヵ年とする。

第8条

関係するスポーツ協会のテクニカルディレク

ターは、本デクレによって規定された条件下で認証を受けたハイレベルスポーツへの到達課程が上手く機能するように、監督責任を負う。

第9条

毎年、スポーツ担当大臣は、前記第2条に規定される契約規定書に則って機能する、《pôles France》もしくは《pôles Espoirs》のリストを作成し開示する。

第10条

本デクレはマイヨット地方自治体にも適用される。

第11条

上述の1997年12月19日のデクレ第97—1208号のタイトルは、《個々の行政的決定における分掌に関する1997年1月15日のデクレ第97—34号第2条の1°を、スポーツ担当大臣および青少年担当大臣に適用するために発行された、1997年12月19日のデクレ第97—1208号》となる。

第12条

1997年12月19日のデクレ第97—1208号、付帯条項第2編第2項における《Sport》の部分に、1982年5月28日のデクレに関する記述に続いて、以下の文言と表とを付け加える。

《ハイレベルスポーツへの到達過程に関する2002年7月18日のデクレ第2002—1010号》

1	《ハイレベルスポーツへの到達課程》 認証の決定権について	本デクレ 第6条を 参照
2	《pôles France》および 《pôles Espoirs》 リストへの登録決定に関して	本デクレ 第9条を 参照

第13条

本デクレの規定は、デクレによって改正を加えることができる。ただし、第6条および第9条は、1997年1月15日のデクレ第2条^{注12)}によって想定された条件によってのみ改正するこ

とができる。

第14条

本デクレの規定は、本デクレが公布される下記期日の初日から効力を発揮する。しかしながら、本デクレの規定は、本デクレが効力を発揮する以前に創設されたハイレベルスポーツへの到達課程^{注13)}に対しては、現在進行中のオリンピック歴が終了する下記の日以降から適用される。

第15条

首相、青少年・国民教育・研究大臣、農業・食糧・水産・農村問題大臣、公職・国家改革・国土開発大臣、海外県・海外領土大臣およびスポーツ大臣は、フランス共和国オフィシャルジャーナルに掲載されることとなる本デクレの適用に関して、それぞれの関連する部門で責任を負う。

パリにて、2002年7月18日

ジャック・シラク
共和国大統領

首相

ジャン=ピエール・ラファラン

スポーツ大臣

ジャン=フランソワ・ラムール

青少年・国民教育・研究大臣

リュック・フェリ

農業・食糧・水産・農村問題大臣

エルヴェ・ゲマール

公職・国家改革・国土開発大臣

ジャン=ポール・デルヴォワ

海外県・海外領土大臣

ブリジット・ジラルダン

3. 2002年7月18日のデクレ第2002—1010号の性格

以上、ハイレベルスポーツへの到達課程に関する2002年7月18日のデクレ第2002—1010

号に関する逐語訳を行った。その結果、同デクレの特徴を以下に示すことができる。

- 1) 本デクレ第1条および第15条が規定するとおり、ハイレベルスポーツマン養成システムを《ハイレベルスポーツへの到達課程》と統一し、ハイレベルスポーツマンの育成を国の政策としてより組織的に推進していく、ということがうかがえる。またハイレベルスポーツマンの育成は、それぞれの省庁が所管する領域において協力することが明記されている。
- 2) プレイヤーの技術レベルの向上や将来の生活の保障のために、学業や職業訓練との両立を行うことが可能なように配慮されていること。つまり、単にスポーツの技能を向上させるのではなく、職業につながるようなキャリアづくりも積極的に行うことである。また具体的な方策としては、ハイレベルスポーツおよびその実践者であるハイレベルスポーツマンを積極的に学校教育の中に組み込んでいくことが示されている^{注14)}。このことは第4条において規定されている。
- 3) 「ハイレベルスポーツへの到達課程」は、スポーツ大臣から権限を委譲されたそれぞれのスポーツ協会が、運営や管理責任を負うことが規定されている。このことは、第1条、第8条を参照すればよからう。

4. 結び

フランス青少年・国民教育・研究省学校教育部門ディレクターであるゴドマー⁷⁾は、「スポーツ活動を行うことは文化的な活動を行うことと同様に、若者が調和良く成長することを促すとともに、社会に溶け込むことを促進する。」との指摘を行っている。ここにも見られるように、フランスにおいてスポーツ活動はフランスの社会に溶け込み、社会の一翼を担う存在となったといえよう。その延長線上に、本デクレの成立があると考えられる。

また、本デクレで特に注目すべきことは、ハイレベルスポーツマンの養成は、1) 《ハイレベルスポーツへの到達課程》というシステムの下に、国の政策として実行され、2) スポーツ大臣から権限の委譲を受けた各スポーツ協会が、システムの運営や管理責任を負い、3) ハイレベルスポーツマンの養成においては、単にスポーツ技術の向上を目的としたものではなく、就職に結びつくようなキャリアづくりも積極的に行う、と規定している点である。このことは、1984年制定された、「身体・スポーツ活動の組織および促進に関する1984年7月16日の法律第84—610号」の成立に際して、当時の担当大臣であるアビス⁸⁾が語った「ハイレベルスポーツマンへの配慮」ということが、本デクレの制定によって、さらに推進されていくこととなったと考えられる。

さらに、ハイレベルスポーツマンの育成を行う上での具体的方策として、学校教育の中に育成システムを積極的に組み込んで行こうとする方向性も継続していくと考えられる。何故ならば、前国民教育相のラングが、「学校教育におけるスポーツ活動は、生徒間の交流、学校間の交流および地域間の交流を促進する機会を与える⁹⁾、との指摘を残しているとおり、スポーツ活動の社会的価値がフランス社会に広く浸透していると考えられるためである。

注)

1) 1984年7月16日の法律第84—610号¹⁰⁾、第1編「身体・スポーツ活動の組織 (L'organisation des activités physiques et sportives)」、第3章「スポーツ協会 (Les fédérations sportives)」の1つの条項。「スポーツ担当大臣から権限を委譲されたスポーツ協会が、ハイレベルスポーツマン、ハイレベルコーチ、ハイレベルレフリーおよびハイレベルスポーツ・ジャッジの認定を行う」ことが記載されている。

2) 1984年7月16日の法律第84—610号第26条の適用のために発行された、ハイレベルスポーツに関する2002年5月29日のデクレ第2002—707

- 号¹¹⁾、第1編「ハイレベルスポーツマン、ハイレベルコーチ、ハイレベルレフリーおよびハイレベルスポーツ・ジャッジ、またエスポワールプレイヤーおよびコーチングパートナーのレベル (La qualité de sportif de haut niveau, d'entraîneur de haut niveau, d'arbitre et juge sportif de haut niveau, de sportif espoir et de partenaire d'entraînement)」、第2章「委員会の権限 (Compétences de la commission)」の1つの条項。「ハイレベルスポーツ全国委員会が、スポーツ協会の答申を受けて、ハイレベルスポーツマン、ハイレベルコーチ、ハイレベルレフリーおよびハイレベルスポーツ・ジャッジ、またエスポワールプレイヤーおよびコーチングパートナーのレベルを決定する」ことが記載されている。
- 3) 注2)に記載されている2002年5月29日のデクレ第2002-707号、第1編第1章「ハイレベルスポーツプレイヤーの規定 (Disposition relatives aux sportives de haut niveau)」の中の1つの条項。1984年7月16日の法律第84-610号、第1編第5章「ハイレベルスポーツ (Le sport de haut niveau)」、第26条第4項が示す「スポーツ担当大臣がハイレベルスポーツマンのリストを決定する」ことが記載されている。
- 4) 注2)に記載されている2002年5月29日のデクレ第2002-707号、第1編第1章第4条に、「Elite (エリート) のカテゴリーとはオリンピック、世界選手権、ヨーロッパ選手権への参加者等が含まれる」との記載がある。
- 5) 注2)に記載されている2002年5月29日のデクレ第2002-707号、第1編第1章第5条に、「Senoir (セニョー) のカテゴリーとは、競技の管理を委譲されたスポーツ協会によって、国際競技会に参加するためにフランス代表チームのメンバーに招集されたものが含まれる」との記載がある。
- 6) 注2)に記載されている2002年5月29日のデクレ第2002-707号、第1編第1章第6条に、「Jeune (ジュヌ) のカテゴリーとは、競技の管理を委譲されたスポーツ協会によって、年齢別のカテゴリーにおいて公式の国際競技会に参加するためにフランス代表チームのメンバーに招集されたものが含まれる。」との記載がある。
- 7) 教育法典第3巻「学校教育における組織 (L'organisation des enseignements scolaires)」、第3編「中等教育 (L'enseignements du second degré)」、第1章「中等教育における一般的な規定 (Dispositions communes aux enseignements du second degré)」、第3節「ハイレベルスポーツの実践 (La pratique sportives de haut niveau)」の中で、「中等教育機関において、適切な形式に則って、生徒がハイレベルスポーツを実践することを認める。」との記載がある¹²⁾。
- 8) 教育法典第5巻「高等教育における組織 (L'organisation des enseignements supérieurs)」、第1編「教育における一般的な組織 (L'organisation general des enseignements)」、第1章「一般的な規定 (Dispositions communes)」、第L.611-4条の中で、「高等教育機関において、ハイレベルプレイヤーに対する教育活動の組織や展開における必要な調整によって、ハイレベルプレイヤーが自身のスポーツに関する経歴を積むことを認める。」との記載がある¹³⁾。
- 9) 公衆衛生法典第6巻「ドーピング対策 (Lutte contre le dopage)」、第2編「スポーツにおけるメディカルチェック (Surveillance medical des sportifs)」、第1章「スポーツ協会の役割 (Rôle des fédérations sportives)」、第L.3621-2条の中において、「1984年7月16日の法律の規定するスポーツ協会は、同法第26条が規定するハイレベルスポーツマンにリストアップされているものに対して、メディカルチェックを受けることを保証する」ことが明記されている¹⁴⁾。
- 10) 注2)に記載されている2002年5月29日のデクレ第2002-707号、第1編第4章「エスポワールスポーツプレイヤーおよびコーチングパートナーに関する規定 (Dispositions relatives aux sportifs espoirs et aux partenaires d'entraînement)」の中の第11条に、「エスポワールスポーツプレイヤーとは、テクニカルディレクターによって実力が評価され、リストアップされたハイレベルプレイヤーである。なお、エスポワールリストに載ったプレイヤーは、ハイレベルスポーツマンリストに載っているわけではない。」との記載がある。
- 11) 上記1984年7月16日の法律第26条が規定する「ハイレベルスポーツ全国委員会 (La commission national du sport de haut niveau)」¹⁵⁾とは、国、フランスオリンピック・スポーツ委員会、地方公共団体の代表、およびハイレベルスポーツ

マン、コーチ、レフェリーもしくはスポーツジャッジの中から選出された有資格者から構成される。

- 12) 個々の行政的決定における分掌に関する 1997 年 1 月 15 日のデクレ第 97-34 号第 2 条¹⁶⁾は、「国の一般行政権の範疇における個々の行政的な決定は、知事によってなされる。」という同デクレ第 1 条の規定の適用において、「デクレの規程に則った場合には大臣やデクレによって行政的な決定がなされる」との例外規定を定めている。
- 13) ハイレベルスポーツマンの育成を目指す、Les filières au sport de haut niveau (ハイレベルスポーツへの到達課程) という表現が用いられたのは、La circulaire n° 95-244 du 7 novembre 1995 (1995 年 11 月 7 日の通達第 95-244 号) によってである。
- 14) 例えば、フランスラグビー協会は 2002 年 9 月よりをパリ郊外の Marcoussis に Centre national de rugby (C. N. R. : ナショナルトレーニングセンター) を設け、そこに《pôles France》を設置した。19 歳以下代表の 25 名程度が共同生活を行っているが、そのプレイヤーに対して、個々の学業進捗状況に応じての補習授業が実施され、その際教師が C. N. R. まで出向いて行うという措置も取られている。
- 8) Conclusion de Mme AVICE, Ministre au Temps Libre, à la jeunesse et aux Sports, de son Exposé devant l'assemblée National le 11 avril 1984 (1984), Reveu Education Physique et sport n° 187 mai-juin: p.3.
- 9) Lang, G. (2002) Le sport scolaire à l'école, au collège et au lycée. Bulletin officiel du Ministère de l'éducation national n° 25 du juin 2002: pp.1672-1674.
- 10) Journal officiel de la république française, 17, juillet 1984: pp.2288-2293.
- 11) Journal officiel de la république française, 3, mai 2002: pp.8223-8226.
- 12) Code de l'éducation, Directions des journaux officiels, 2000, p.84.
- 13) Code de l'éducation, Directions des journaux officiels, 2000, p.162.
- 14) Code de la santé publique, dalloz, 2003, p.280.
- 15) Journal officiel de la république française, 17, juillet 1984: pp.2288-2293.
- 16) Journal officiel de la république française, 18 janvier 1997: p.920.

文献)

- 1) 齋藤健司 (1998) 身体的およびスポーツ的活動の組織および促進に関する 1984 年 7 月 16 日の法律第 84-610 号 (フランス)、神戸大学発達科学部研究紀要第 5 巻 2 号、313-340.
- 2) Debbach, C., Pontier, J.-M. (1989) Les constitutions de la France (deuxième édition). Dalloz: Paris, p.286.
- 3) Journal officiel de la république française, 25, novembre 1945: p.7826.
- 4) Journal officiel de la république française, 23, janvier 1959: p.1171.
- 5) 村上順 (1993) 中央行政機構. 奥島孝康・中村紘一編 フランスの政治. waseda libri mundi4: 東京, pp.63-64
- 6) Journal officiel de la république française, 20, juillet 2002: pp.12422-12423.
- 7) Gaudemar, J.-P. (2002) Charte des sections sportives scolaires, Bulletin officiel de l'Education nationale n° 25 20 juin 2002: pp. 1675-

Résumé

La politique pour promouvoir le sport en France

ISHII Nobuki

Divivion de Science Sport, Faculté de Cultures et Humanités intégrées

Université d'East Asia

E-mail: ishii@po.cc.toua-u.ac.jp

Le but de cette recherché est d'indiquer l'orientation de la politique sportive du gouvernement français. Cette recherche a été faite après avoir remaqué le point de vue de la promotion des filières cohérentes afin de former des sportifs de haut niveau. Le «décret n° 2002-1010 du 18 juillet 2002 relatif aux filières d'accès au sport de haut niveau» qui prescrit le fonctionnement des filières a été traduit dans le but de cette recherché.

Les resultats de la recherche sont les suivants:

1. C'est le gouvernement qui oriente la preparation des sportifs de haut niveau selon le système «les filières d'accès au sport de haut niveau».
2. Les fédérations sportives délégataires veillent au bon fonctionnement des filières d'accès au sport de haut niveau.
3. L'objectif de ces filières est non seulement la formation de l'excellence sportive mais aussi la formation à une carrière professionnelle pour des sportifs.

Selon cette recherche, nous pouvons indiquer que le gouvernement français poursuit positivement une politique sportive qui permet de conciller la préparation sportive de haut niveau et l'accès à l'emploi.